

集成材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百一号）の全部改正に伴う 建築基準法に基づく関係告示の改正案に係る意見募集要領

■意見募集対象

- ・構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件の一部を改正する告示案
- ・通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる主要構造部である柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造方法を定める件の一部を改正する告示案
- ・通常の火災時により建築物全体が容易に倒壊するおそれのない構造であることを確かめるための構造計算の基準を定める件の一部を改正する告示案
- ・特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する告示案
- ・枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部を改正する告示案
- ・丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部を改正する告示案
- ・第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件の一部を改正する告示案
- ・第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件の一部を改正する告示案
- ・第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件の一部を改正する告示案

■資料入手方法

- (1) ホームページでの掲載
- (2) 窓口での配布

国土交通省住宅局建築指導課（東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館 2 階）

■意見募集期間

平成 19 年 12 月 8 日（土）～平成 19 年 12 月 21 日（金）

■意見送付方法

別紙の意見提出用紙に記入の上、以下のいずれかの方法で国土交通省住宅局建築指導課までご意見を日本語にて送付して下さい。（なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。）

- (1) F A X の場合 F A X 番号 : 03-5253-1630
- (2) 郵送の場合 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省住宅局建築指導課 パブリックコメント担当 宛
（「集成材の日本農林規格の全部改正に伴う建築基準法関係告示の一部改正案に対する意見」と明記して下さい。）
- (3) 電子メールの場合 メールアドレス : kenshi@mlit.go.jp
（電子メールの題名を「集成材の日本農林規格の全部改正に伴う建築基準法関係告示の一部改正案に対する意見」として下さい。）

■注意事項

皆様から頂きましたご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承願います。いただいたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。